㊨

石川地方最低賃金審議会の意見に関する公示
石川労働局一般公示第 33 号

令和８年８月７日石川地方最低賃金審議会から石川県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第１項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、石川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第２項及び第 12 条の規定に基づき令和８年８月 24 日までに石川労働局長あて（金沢市西念３丁目４番１号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年８月７日

石川労働局長　　常盤　剛史

記

石川県最低賃金の改正決定に係る石川地方最低賃金審議会の意見の要旨

石川県最低賃金を次のように定めること。

１　適用する地域
　石川県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で事業を営む使用者
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間 1,113 円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　法定どおり
　（令和８年 10 月３日）